

千葉県告示第705号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

平成29年9月6日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉市中央区新浜町1番1の一部（別図のとおり）
千葉市中央区新浜町1番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) トリクロロエチレン
- (2) 1, 1-ジクロロエチレン
- (3) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (4) クロロエチレン
- (5) ベンゼン
- (6) ほう素及びその化合物

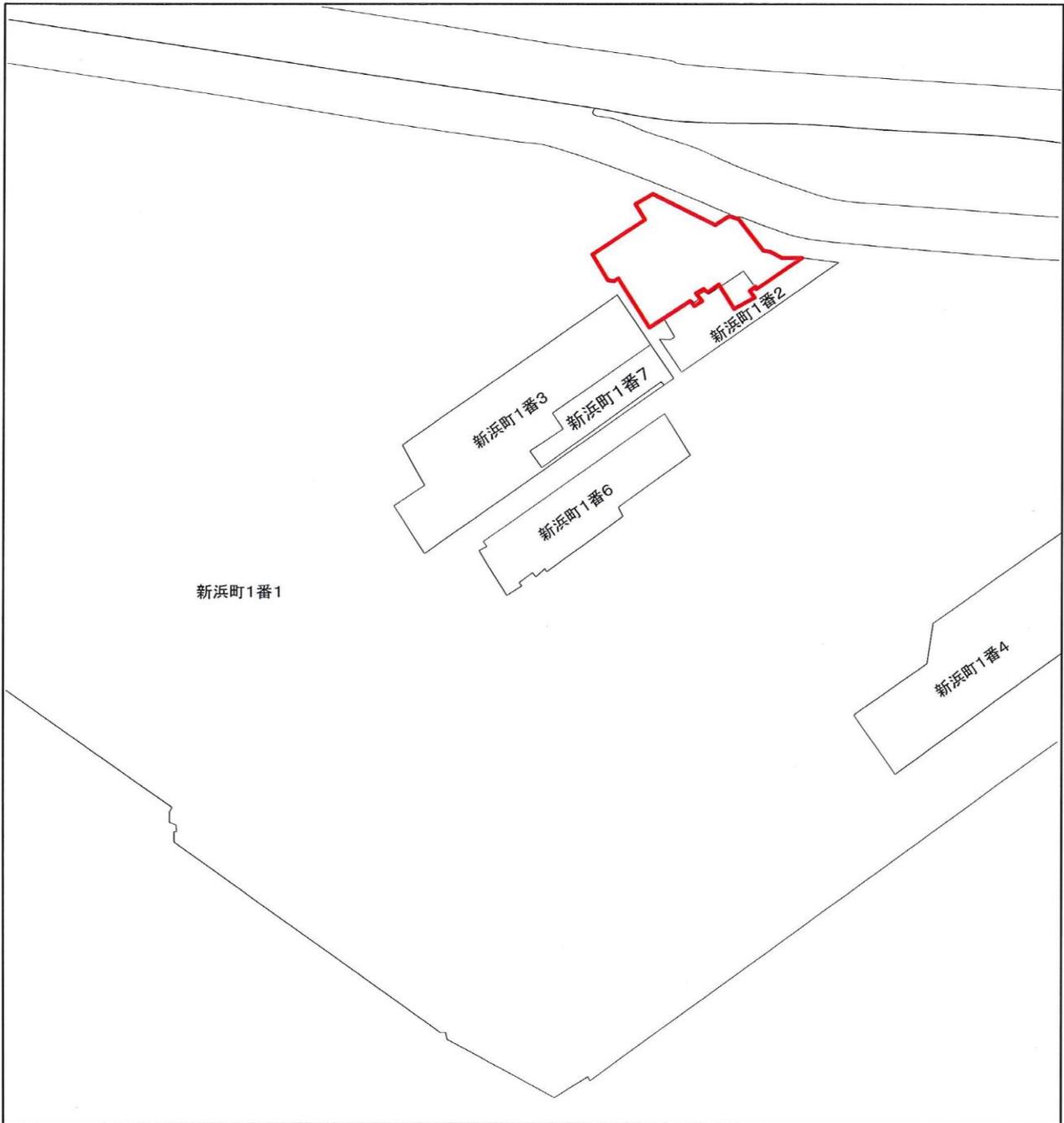
3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) ほう素及びその化合物

4 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第4項第11号イに該当する。

(別図)



: 申請地

対象物質 :

トリクロロエチレン

1, 1-ジクロロエチレン

シス-1,2-ジクロロエチレン

クロロエチレン

ベンゼン

ほう素及びその化合物